

## 一宮市 障害者活躍推進計画

この計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律(令和2年4月1日一部改正)第7条の3第1項の規定に基づき、障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取り組みについて定めるものです。

機関名	一宮市
任命権者	一宮市長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
一宮市における障害者雇用に関する課題	一宮市においては、平成30年度の法定雇用率が未達成となっていた。このため平成31年1月からの1年間を計画期間とする障害者採用計画を作成し、採用活動を行った。 計画期間の終期までに法定雇用率の達成は果たしたが、障害者である職員の活躍のために、「取組内容」に記載した各種取組を確実に実行することが求められる。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （参考）令和元年6月1日時点の実雇用率 2.76%  （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない  （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として人事課長を、障害者職業生活相談員に人事課人事給与グループ課長補佐をそれぞれ選任する。 ○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）について、愛知労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、障害者との話し合いのもとその意向を尊重し、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

<p>3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>○採用選考に当たり、障害者からの要望を踏まえ、面接における手話通訳者を配置するなど障害特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、知的障害者、精神障害者及び重度障害者の積極的な採用に努める。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入を実施する。</li> </ul>
<p>4. その他</p>	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>